# 「子どもを犯罪の被害から守る条例(素案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

平成 27 年6月1日

宮城県では、「子どもを犯罪の被害から守る条例(素案)」について、平成27年4月3日から平成27年5月8日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、5人、1団体から合計20件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

### 1 「目的」について

	<u> </u>	
	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
1	「どのような犯罪から守るのか」,「子ども	本条例は,子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪
	の何を保護していくのか」等を「目的」にはっ	から子どもを守り, 子どもが安心して安全に生活できる
	きりと示した方がいいのではないか。	地域社会の形成に資することを目的とするものですが、
		具体的な罪名までは盛り込まないこととしています。
		なお, 具体に禁止する行為については, 個別の条文に
		規定しています。
2	児童の権利に関する条約に鑑み,自治体の	子どもの人権を擁護することは大変重要であると認
	犯罪防止義務は,子どもの人権を擁護するこ	識しています。
	とが最大の目的であることを明記すべきで	本条例は,子どもに対する人権侵害行為のうち,子ど
	ある。	もの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪を防止すること
		を目的とするものです。
		いじめや児童虐待といった他の人権侵害行為への対
		応については, 児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法
		等に基づき対応してまいります。

### 2 「子どもの定義」について

	3 2 3 3 7 2 3 2 3 1 2 2 3 2	
	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
3	子どもの年齢は 13 歳未満でよいと思う。	本条例は,子どもが,その心身の未成熟のため犯罪の
		危険を回避する能力が低いことに鑑み,子どもを犯罪の
		被害から特に守ろうとするものですが,とりわけ小学生
4	13 歳未満の者とする根拠があるのか。児	以下の者は,身体的,精神的な未成熟の度合いが高く,
	童の権利に関する条約が対象とする 18 歳	知識や経験も乏しいこと、刑法上も、13歳未満の者に
	未満とすべきである。	ついては強制わいせつ罪や強姦罪において「性的同意の
		成立」を認めていないこと等を考慮し、13歳未満の者
		を「子ども」として定めています。

#### 3 「県、県民、事業者の責務」について

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
5	内容が抽象的であるので, 県がリーダーシ	子どもを犯罪の被害から守っていくことは地域社会
	ップを取るための具体策等を示すとともに、	全体の責務であり、県のみならず、県民、事業者が協働
	県民や事業者が具体的にどのような責務を	して取り組んでいくことが必要ですが,県民や事業者は
	負うのかを明確にする必要があると思う。	それぞれ置かれている状況が異なるため, 個々の事情に
6	県民の責務における「理解」と事業者の責	応じ, 可能な範囲で行動していただきたいと考えていま
	務における「配慮」の明確な定義が必要であ	<b>す</b> 。
	る。特に,事業者の責務については,具体的	そのため, 具体的な責務の内容について規定すること
	にどのような「配慮」が求められるのか、努力	は考えていませんが,県としては,県民や事業者による
	の欠如に対するペナルティはあるのか等に	様々な取組に応じ、幅広い支援を行っていきたいと考え
	ついて明確化すべきである。	ています。
7	公園等で暗くなってもゲームをして家に	
	帰らない子どもがいるので、(条例で)家に	
	帰る時間を決めた方がよいと思う。	

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
8	多くの方が「ボランティア防犯巡視活動」	子どもを犯罪の被害から守っていくことは地域社会
	に参加できるよう,ボランティア活動に参加	全体の責務であり、県のみならず、県民、事業者が協働
	する時間は有給とすることを責務として明	して取り組んでいくことが必要ですが、県民や事業者は
	示してほしい。	それぞれ置かれている状況が異なるため, 個々の事情に
9	子どもへの犯罪防止プログラムである「C	応じた様々な活動の仕方があると考えています。
	APプログラム」が,各学校・PTAにおい	そのため、御提案の内容について個別に規定すること
	て活用されるよう紹介することを責務とし	は考えていませんが,県としては,県民や事業者による
	て明示してほしい。	様々な取組に応じ、幅広い支援を行っていきたいと考え
		ています。
10	県民から事業者に対して苦情申し立てを	子どもを犯罪の被害から守るために事業者が果たす
	したり特定の配慮を求めたりするような仕	役割は大きいと考えていますが, 事業内容や事業規模な
	組み(調停機関など)を設けることが必要で	ど、事業者が置かれている状況はそれぞれ異なるため、
	はないか。	個々の事情に応じ、可能な範囲で取り組んでいただきた
		いと考えています。

# 4 「禁止行為」について

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方		
11	迷惑行為防止条例でも「いいがかりをつ	迷惑行為防止条例でも,「いいがかりをつけ,すごむ		
	け,すごむ等不安を覚えさせるような言動」	等不安を覚えさせるような言動」や「立ちふさがり、つき		
	(第3条第1項) や「立ちふさがり,つきま	まとい, いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような		
	とい, いいがかりをつける等迷惑を覚えさせ	言動」に対する罰則が規定されていますが、「多数でうろ		
	るような言動」(第4条)への罰則が規定さ	つき,又はたむろすること」や「金品を要求すること」が		
	れているので, そちらで対応できるのではな	要件とされています。		
	いか。	本条例案は,子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯		
		罪に発展するおそれのある行為のうち, 既存の法令では		
		対応できないものについて新たに規制をしようとする		
		ものです。		
12	声掛けの禁止については, 迷子や家出など	本条例案では、規制範囲を明確かつ必要最小限にし、		
	の場合に保護に繋がることから萎縮効果を	県民への萎縮効果が生じないようにするため,単なる声		
	生まないように十分な配慮が必要であると	掛けではなく、正当な理由なく、「甘言・虚言を用いて		
	思う。	惑わし,又は欺くような言動をすることにより,人目に		
		つかない場所又は人気のない場所へ誘い出し, 又は誘い		
		込もうとすること」等を禁止行為とするとともに、条例		
		の適用に当たり, 防犯に関する活動等が阻害されること		
		のないよう十分配慮することについても規定していま		
		す。		
		条例制定後は,こうした条例の趣旨や要件等につい		
		て、県警察と十分協議し、条例が慎重かつ適切に適用さ		
		れるよう努めてまいります。		

# 5 「罰則」について

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
13	迷惑行為防止条例では,本条例案の禁止行	本条例案における禁止行為は,迷惑行為防止条例にお
	為について,「50 万円以下の罰金又は拘留	ける禁止行為とは要件が異なっており、罰則について
	若しくは科料」,「6月以下の懲役又は 50 万	は、その要件の違いを考慮するとともに、県の他の条例
	円以下の罰金」などの罰則を設けており、こ	や先行府県の同様の条例の規定等を参考にして定めて
	れと整合性が図られていないのではないか。	います。
14	子どもへの犯罪行為は精神的・感情的な心	犯罪行為の加害者に対するカウンセリングについて
	の病が大きく影響していることも多いと思	は、現在、国において調査研究等を行っている段階であ
	われるが、その場合には、罰金や拘束では再	り,その動向等も参考にしながら,慎重に検討すること
	犯を止めることはできないと思う。禁止行為	が必要な事項であると考えています。
	を行った場合の罰則に専門家によるカウン	
	セリングを受けることを加えてはどうか。	

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
15	保護監督者自身が子どもに対する犯罪の加	本条例案では、「保護監督者が直ちに危害を排除す
	害者である場合(児童虐待や性的虐待など)	ることができない状態にある子ども」に対して行う行
	もあるので、「保護監督者への通報」は認める	為を禁止行為としており、家庭や学校の外で行われる
	べきではない。むしろ,家庭や学校が犯罪現	行為を主な規制対象として考えています。
	場になることの方が多いため、通報は児童相	保護監督者が子どもに危害を加える行為を行う場
	談所などの家庭や学校を離れた第三者機関へ	合については、児童虐待防止法等に基づき、適切に対
	の通報を求めるべきである。	応をしてまいります。

7 3	その他の意見	
	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
16	素案の内容でよいと思う。	子どもを犯罪の被害から守る条例素案の内容に御
		理解をいただき,ありがとうございます。
17	条例が制定された場合は、各防犯協会や各	条例制定後は、条例の趣旨や規制内容等について県
	学校に周知してほしい。	民や関係団体等への周知徹底に努めてまいります。
18	「前文」を設け,条例の必要性や県の思いを	子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を
	明確に示すべきではないか。	回避する能力が低いため、特に保護する必要があるこ
		とや、県・県民・事業者が一体となって、子どもを犯し
		罪の被害から守り、子どもが安心して安全に生活でき
		る健全な地域社会の形成を目指すものであること等
		の条例の趣旨は、目的に規定しています。
		条例の必要性については、御意見募集時に統計資料
		等も示して説明しておりますが、条例制定後にも、各
		種フォーラムの開催や広報資料の配布等,様々な機会
		を捉え、県民や事業者等に広く周知するよう努めてい きたいと考えています。
19	   条例の制定も必要ではあるが,これまでに	
19	条例の制定も必要ではめるが、これなどに  各地域において取り組まれてきた「保護者・地	テともを犯罪の被告がらするためには、各地域で行  われている、子どもの見守り活動等をさらに盛り上
	は住民によるパトロールや子どもを見守るた	1711にいる,于このの兄のり治動寺をさらに盛り工   げ,社会全体で子どもに対する犯罪の未然防止に取り
		組む気運を醸成していくことが必要です。
	活動」等をさらに盛り上げることによって、犯	本条例の制定が契機となり、子どもの安全確保に関
	罪を防止していく気運・姿勢が大切ではない	する気運が高まるよう、市町村や関係機関等と連携し
	か。県がその先頭に立って、予算を確保し、	ながら、意識啓発の取組や情報の提供、助言その他の
	市町村を牽引し、具体的な活動への支援・協	必要な支援等をこれまで以上に行っていきたいと考
	力を図っていく必要があると思う。	えています。
20	「地域社会全体で子どもを守る」という視点	子どもを犯罪の被害から守るためには,子どもと大
	を地域の人たちが共通して持つことで、より	人の双方が正しい情報や知識を持つことも必要であ
	安全で安心な地域になると思う。そのために	ると考えています。
	は,大人が誤った情報に煽られ,子どもを囲	そのため,本条例案においては,子どもを犯罪の被
	い込みすぎないように,正しい情報,正しい	害から守ることに関し理解を深めることを県民の責
	知識を得る機会を作るとともに、子どもも正	
		県としては、専門知識を有する関係団体等とも連携し
	あると思う。	ながら、教育や意識啓発等の取組を一層推進していき
	「CAPプログラム」は、子どもと大人それ	たいと考えています。
	ぞれに必要な知識と適切な対処法を伝えるこ	
	とができる、歴史と実績を持つプログラムで	
	あるので、こうしたプログラムがあることを	
	広く紹介してほしい。	